

<p>陳 情 第 73 号</p>	<p>令 8. 6. 22 受 理</p>
<p>(件 名) 鹿児島市での民泊開業に関する条例制定について</p> <p>(提出者)</p>	
<p>(陳情の要旨)</p> <p>昨今、問題になっている民泊についての陳情である。このたび、合同会社SHKが鹿児島市易居町5-5において「ステイ鹿児島市役所前」という民泊施設の営業許可を申請している。私は6月5日に鹿児島市役所の生活衛生課を訪れ、理由を説明の上、反対の意を表明し、許可の取消しをお願いしたが拒否された。反対の主な理由は、隣家に高齢で週3日、人工透析を受けている重病人がおり、とても不安を抱えている、近隣住民も同様に不安を抱えている、このような密集した地域で騒音対策はできているのか、ごみ出しルール、違法駐車、真夜中の間違え訪問、この地域は二項道路（建築基準法第42条第2項に定める道路）であり全てが私道であること及び火の始末などであるが、いまだ法整備が進んでいない鹿児島市において近隣住民がほぼ反対の状況で民泊の営業はいかがなものか。</p> <p>現在、東京都新宿区においては2024年度792件であった民泊に対する苦情件数が、2025年度には1,334件に増えている。また、同区は住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例で「住居専用地域においては、月曜日の正午から金曜日の正午までは、住宅宿泊事業を実施することができない」と規定するとともに、今年4月には民泊パトロールを開始し違法営業を監視している。</p> <p>南日本新聞の今年6月16日の記事には、「観光庁は、民泊で住宅地などの居住環境が損なわれる場合、その地域での営業を条例で禁止できると自治体に伝える方針であることが16日、分かった。月内にも通知を出す。これまで民泊振興の観点から禁止は不適切だとしていたが、騒音やごみの投棄などの問題が指摘されていることを踏まえ、方針を転換した。国は、住民の苦情を受け付ける夜間コールセンターも設ける。」との記載があった。</p> <p>ついては、鹿児島市もこの国の通知を踏まえ、下記事項を想定した民泊開業に関する細かな条例を制定していただくよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	

1. 近隣住民の反対が多い地域では営業を許可しないこと。
2. 営業日数を極端に制限すること。
3. 私道に囲まれ密集した住宅地域では営業を許可しないこと。
4. 行政からの指導に対して改善が見られない場合は営業許可を取り消すこと。
5. 目に余るクレームが多い場合は営業許可を取り消すこと。